

データ救出サービス（初期調査）申込書

契約条件

1. 本サービスは、お客様のコンピューターシステムでは認識できなくなったメディアにつき、障害の有無および内容を調査の上、同メディアから、データをファイル形式で回収し、救出したファイルを複製したCD-R、フロッピーディスク等のメディアをお申込者にお渡しするサービスです。
ただし、破損したメディアまたはファイルの修理・修復作業などデータ救出以外の作業は、本サービスには含まれません。
2. メディアの記録状態によってはデータの救出が不可能な場合があります。また、株式会社まいいくは、メディアに含まれるデータの内容については一切関与せず、同データの救出に起因してお申込者または第三者が何らかの損害を被った場合であっても、その賠償の責めを負いません。
3. 論理的な障害が生じているメディアからのデータ救出は、救出希望ファイルと同一階層上に存在するファイル全てを救出作業の対象といたします。
4. 物理的な障害が生じているメディアからのデータ救出は、メディアに存在する救出可能なデータ全てを救出作業の対象といたします。
5. 株式会社まいいくは、物理的な障害が生じているメディアからのデータ救出において、救出希望ファイルと救出データとの照合はいたしません。
6. 株式会社まいいくは、救出データについての整合性を保証いたしません。
7. 本サービスはデータの救出を目的としており、メディアの修理・復旧はいたしません。
8. データ救出において、基本的にメディアのみお預かりするものといたします。お客様自身でメディアの取り外しができない場合には、データ救出を要するメディアが搭載されたコンピューター本体をお預かりいたします。救出メディア、もしくはコンピューター本体の輸送途中の事故について株式会社まいいくは一切の責任を負いません。保険および梱包はおお客様の責任において行って頂きます。また、メディアのほか、お客様からお預かりした装置等すべてについて、輸送経路、調査、データ救出の過程で生じた滅失、毀損等について、一切の責を負いません。
9. 株式会社まいいくは、メディアに含まれるデータおよび救出データを機密情報として保持し、第三者に開示または漏洩いたしません。また、メディアおよびそれに含まれるデータについて、本サービス以外の目的で使用しません。ただし、当社で回収されたデータが悪質な、いたずらや犯罪行為に利用された場合などにおいて、警察など行政・司法・立法機関からの協力要請があった場合には、事件解決のため、お申込者様およびメディア所有者様の個人情報を提供する場合があります。
10. 株式会社まいいくは、個人情報の含まれるメディアをお預かりする場合、そのメディアを本サービスの目的以外に利用いたしません。また、お預かりメディアに含まれる個人情報は、株式会社まいいく個人情報保護規定を遵守し適切にお取り扱いいたします。
11. 株式会社まいいくは、復旧データ納品後にバックアップデータは完全削除いたします。（ご希望であれば一定期間保管いたしますのでその旨お知らせください）
12. データ救出の実施、非実施を問わず、メディアおよびお預かりした装置の返却は、現状のまま行います。株式会社まいいくはこれらを原状に復しません。
13. 本書によるお客様からの申込みに対し、株式会社まいいくが承諾の意思表示をした時点で、お客様からお預かりするメディアについて本サービスの提供に関する契約が成立するものとします。
14. お預かりメディアの送付費用・返送費用は、復旧の可否にかかわらず、お客さまにご負担いただきます
15. 初期調査結果のご報告後、30日以上ご連絡を頂けない場合には、復旧作業を辞退させていただき、お預かりメディアを着払いでご返却し上げる場合があります。また、作業完了後もしくはキャンセル後180日以上お預かりメディアのお引取りがされない場合は弊社にて処分させていただく場合がございます。
16. 株式会社まいいくは、本書による初期調査申込みから始まるすべての本サービスの過程（第三者が実施する事項も含む）において生じたデータ消失もしくは破壊またはメディアの滅失もしくは毀損について、損害賠償義務を負わないものとします。
17. 株式会社まいいくの過失により、お客様のデータが漏洩され損害を被った場合、株式会社まいいくがその賠償責任を負うものとします。
但し、その賠償金額は請負作業料金を超えないものとします。
18. 本契約による権利および義務は、事前に相手方の同意を得ることなしに、移転または譲渡することができません。
19. お申込者について、次の各号に該当する事由が発生した場合には、株式会社まいいくは、何らの通知または催告なく、本契約を解除することができます。
 - (1) 監督官庁より営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
 - (2) その財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てまたは破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立てがあったときもしくは清算手続に入ったとき
 - (3) 手形もしくは小切手の不渡り処分を受けたときまたは銀行預貯金停止処分を受けたとき
 - (4) 支払停止または支払不能の事由を生じたとき
 - (5) 解帯の決議（法令による解帯を含む）をしたとき
 - (6) 重大な過失または背信行為があったとき
 - (7) その他、前6号に準じるような、本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
20. 本契約に関する紛争の準拠法は日本法とし、名古屋地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

私（お申込者）は、上記の契約条件に同意のうえ、株式会社まいいく に対して、記録媒体（以下「メディア」という）に関するデータ救出サービス（以下「本サービス」という）のうち、初期調査（データ救出作業の前提としての障害の有無および内容の調査をいう）を申し込みます。なお、私は、本契約に関し、契約締結上の権限を有していることを株式会社まいいくに保証します。また、私は、初期調査後、データ救出が可能であることが判明した場合には、株式会社まいいくの作成した初期調査結果報告内容とデータ救出作業に要する費用を確認後、さらにデータ救出作業の申込みを行うかどうかを判断しますが、同申込みを行う場合には、本申込書記載の契約条件に同意の上申込みを行うものであることを確認します。私（メディア所有者）は、本書の内容に同意のうえ、お申込者による初期調査およびその後お申込者が行うデータ救出作業の申込みを同意いたします。

データ救出サービス（初期調査）申込書

年 月 日

No.

郵便番号 〒

ご住所

お申込者名

印

メディア所有者名

印

電話番号

携帯電話

メールアドレスなど他の連絡先

データ救出にあたっての参考にいたします。お分かりになる範囲で結構ですので以下の質問にお答えください。

パソコン	デスク・ノート・HDD・()	メーカー名	
型番		PCシリアルNO	
フォーマット形式	使用OS	メディア容量	
メディア	メーカー 型名	メディア シリアルNO	
お預かり品	PC本体 その他×	ACアダプタコード CD×	マニュアル× HDD単体

障害の状況をできるだけ詳しくお書きください

救出希望のファイル名、フォルダ名、拡張子、ディレクトリなどをできるだけ詳しくお書きください。

ユーザー名

ファイルの種類

フォルダ名(ドライブ名)

その他ご要望

弊社使用欄

受付	初期診断	初期状態	復旧状態	復旧完了	データコピー完了	コピーメディア

作業結果

お引取り 平成 年 月 日 印

株式会社 いまいく 名古屋市中川区尾頭橋4-13-7-304

JR尾頭橋駅 尾頭橋駅前 454-0012 名古屋市中川区尾頭橋4-2JR 尾頭橋駅

052-324-4871

三菱東京UFJ銀行	尾頭橋支店	普通	3564510	株式会社 いまいく
名古屋銀行	八熊支店	普通	3414901	株式会社 いまいく
ジャパンネット銀行	本店営業部	普通	3132291	株式会社 いまいく